

恵那市監査公示第2号

令和2年度決算に係る恵那市鶴岡財産区定期監査結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、恵那市鶴岡財産区の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年9月13日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 西尾 努

定期監査報告書

1. 監査実施期間 令和2年7月2日（金曜日）
2. 監査の対象 恵那市鶴岡財産区
3. 監査の方法 令和2年度の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令及び予算等に基づき適正に執行されているかを主眼に、関係書類を検査するとともに、担当職員から執行状況の説明を聴取する方法で実施した。
4. 監査の範囲 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された当該財産区の事務事業

5. 監査の結果及び意見等

監査の結果、財務に関する事務の執行管理については、おおむね適正に執行されていると認めた。

今後も保有財産の安全で適正な管理を図るとともに、多額な土地建物貸付収入の滞納繰越分については、返済計画による分割返納を継続されたい。なお、積立金の地域への還元についても引き続き積極的に取り組まれるようお願いする。

恵那市監査公示第4号

令和2年度決算に係る恵那市財産区定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により恵那市財産区の定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和3年10月1日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 西尾 努

記

1. 監査の対象 恵那市 中野財産区 竹折財産区
正家財産区 笠置財産区
永田財産区 中野方財産区
久須見財産区 飯地財産区 以上各財産区
2. 監査の内容 各財産区会計における令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に係る財務に関する事務及び事業の執行状況等
3. 監査実施期日 令和3年9月29日（水曜日）午前9時57分から午後3時07分

4. 監査の方法

監査は、令和2年度の単位財産区ごとの財務等に関する事務処理の執行状況等について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿及びその他の書類を照査するとともに、各財産区議長及び副議長等の同席の下、担当職員からその執行状況等の説明を聴取する方法で実施した。

5. 監査の結果

監査の対象である予算の執行及び事務処理は、各財産区とも概ね適正であると認められた。財産区委員に支給された報酬、賃金は、適正な額で支給されており、管理方法が財産区によって異なっているものの、すべての財産区で適正に源泉徴収が行われていることも確認した。なお、ページ数や議会の開催内容の未記入等、前年度の指摘事項は改善されていたが、以下の点について課題があったので、改善を要望する。

- ① 自治連合会等への運営交付金は、地域還元として必要な事業であるが、交付後の状況については、把握されていない財産区がほとんどであった。申請書どおりに交付金が正しく使われているかどうか、申請書と実績報告書の突合、領収書等の関係書類を確認し、その成果と内容を本監査で報告していただきたい。
- ② 財産区の予算執行状況の確認は、12月の補正予算・決算、3月の予算及び本決算監査に併せて実施されているが、それ以外に、半期に1度は、通帳や会計関係諸帳簿の内容確認をお願いしたい。
- ③ 竹折財産区、中野方財産区、飯地財産区に恵那市森林組合への出資金があるが、配当もなく、出資理由も把握されていないので、今後の取り扱いを検討するうえで調査が必要である。

今後も保有財産の確実な管理と財産区会計の適正な事務処理に務められ、所管課の指導や研修会等を継続的に開催して知識の向上を図りながら円滑な運営に努められたい。

なお、今回の監査は、1財産区30分間の予定で実施したが、質疑の時間が不足ぎみであったため、今後は1財産区40分で実施すべきと考える。